

国家戦略特区における設備投資減税及びその認定実績について
(平成29年2月10日現在)

○設備投資減税(認定実績:6件(今回区域計画に位置付ける3件を含む))

対象分野・事業	件数	事業者(区域)	認定日
医療(施行規則第1条第1号イ)	3		
(1) 高度医療に係る医薬品・医療機器の研究開発・製造	1	大研医器(関西圏)	平成27年11月27日
(2) 高度再生医療の研究開発・製造	1	大日本住友製薬(関西圏)	
(3) 医療・介護用ロボットの研究開発・製造			
(4) 高度医療の治験・臨床研究			
(5) 医療情報システムの研究開発			
(6) 高度医療施設の整備・運営			
(7) 高度医療施設周辺の患者用宿泊施設の整備・運営			
(8) 高度医療施設の外国人患者に対するサービス提供			
◆(イ) 難治性疾患に係る先端的な医薬品の研究開発・製造			
◆(ロ) 難治性疾患に係る先端的な再生医療の研究	1	メガカリオン(関西圏)	平成27年3月19日 平成27年11月27日変更
◆(ハ) 低侵襲性診断・治療に係る先端的な医療機器の研究開発			
国際(施行規則第1条第1号ロ)	2		
(1) 多国籍企業が行う統括事業			
(2) MICE施設やアフターコンベンション施設の整備・運営			
(3) 国際会議に参加する外国人に対するサービス提供			
(4) 外国語教育			
(5) インターナショナルスクールの整備 ※貸付けの場合			
(6) 外国語による医療の提供			
(7) 外国会社向けインキュベーションオフィスの整備・運営	2	①森ビル・大林新星和 不動産(東京圏) ②森ビル(東京圏)	
(8) 外国人従業員やその家族向けの日常生活のサポート			
(9) 外国人向けサービスアパートメントの整備・運営			
農業(施行規則第1条第1号ハ)	1		
高付加価値化、6次産業化、輸出産業化に係る技術開発・活用			
◆(ニ) 革新的ICT農業の研究開発	1	ウォーターセル・IHI(新潟市)	平成27年11月27日

※1 下線事業は、今回区域計画に位置付ける事業。

※2 「◆」は、特定中核事業(施行規則第1条第2号)。

(参考)

国家戦略特区における他の税制として、「所得控除」、「国家戦略民間都市再生事業に対する減税」、「再開発事業への土地供給者に対する減税」、「エンジェル税制」がある。